

昭和六十年建設省令第十一号

浄化槽の型式の認定に関する省令

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十四条第一項第三号及び第二項、第十七条第一項並びに第二十条の規定に基づき、浄化槽の型式の認定に関する省令を次のように定める。

（認定の申請）

第一条 浄化槽法（以下「法」という。）第十四条第一項第三号に規定する国土交通省令で定める事項は、工場の名称及び浄化槽の名称とする。

2 法第十四条第二項に規定する国土交通省令で定める図書は、次に掲げる図書とする。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六十八条の十第一項の認定を受けた型式の型式適合認定書の写しを添付した申請書にあつては、当該型式適合認定書の写しを第一号から第六号までに掲げる図書とみなし、同法第六十八条の十一第一項又は第六十八条の二十二第一項の認定を受けた者が製造する浄化槽（当該認定に係るものに限る。）に関して型式部材等製造者認証書の写しを添付した申請書にあつては、当該型式部材等製造者認証書の写しを第一号から第八号までに掲げる図書とみなす。

- 一 処理方式及び処理能力を記載した書面
- 二 構造図
- 三 仕様書
- 四 計算書
- 五 処理工程図
- 六 浄化槽の構造基準に係る試験の結果を記載した書面
- 七 製造方法及び製造設備の概要を記載した書面
- 八 検査方法及び検査設備の概要を記載した書面
- 九 施工要領書
- 十 維持管理要領書

3 既に法第十三条第一項又は第二項の認定を受けている型式と浄化槽法施行令（平成十三年政令第三百十号）第三条第一項第二号の国土交通大臣が定める基準からみて重要でない部分のみが異なる型式について法第十三条第一項若しくは第二項の認定を受けようとする者又は同令第三条第一項第二号に掲げる者は、法第十四条第一項の申請書に、前項に掲げる図書のほか、当該認定又は更新を受けようとする型式に係る既に認定又は更新を受けている型式（以下この項において「基本型式」という。）の認定又は更新の番号及び年月日を記載した書面を添付するとともに、当該図書に当該基本型式と異なる部分を明示しなければならない。

4 浄化槽製造業者は、第二項第七号から第十号までの図書の記載事項を変更したときは、速やかに国土交通大臣に報告しなければならない。

（認定の更新の申請期限）

第二条 法第十六条の認定の更新を受けようとする者は、認定の有効期間満了の前六十日までに法第十四条第一項の申請書に同条第二項に掲げる図書を添付して、国土交通大臣に提出しなければならない。

（認定の表示）

第三条 法第十七条第一項に規定する国土交通省令で定める方式は、別表に定める方式とする。

2 浄化槽製造業者の氏名又は名称については、前項の規定にかかわらず、その者が国土交通大臣の承認を受け、又は国土交通大臣に届け出た場合に限る、その承認を受けた略称又は届け出た登録商標（商標法（昭和三十四年法律第二百七号）第二条第二項の登録商標をいう。）を用いることができる。

3 前項の規定により承認を受け、又は届け出ようとする浄化槽製造業者は、別記様式による申請書又は届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（権限の委任）

第四条 法第四章及び法第五十三条第一項（浄化槽製造業者に係る部分に限る。）並びにこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、本邦に輸出される浄化槽に係るもの以外のもは、浄化槽製造業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

附則

この省令は、昭和六十年十月一日から施行する。

附則（平成六年二月二三日建設省令第四号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正前の建設業法施行規則、建築士法施行規則、建築動態統計調査規則、建設機械抵当法施行規則、河川法施行規則、道の区域内の建設大臣が管理する河川に係る流水占用料等に関する省令、都市再開発法施行規則、浄化槽設備士に関する省令、浄化槽工事業に係る登録等に関する省令、浄化槽の型式の認定に関する省令及び建設省関係研究交流促進法施行規則に規定する様式による書面は、平成六年三月三十一日までの間は、これを使用することができる。

附則（平成二年二月二四日建設省令第一号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（平成二年一月二〇日建設省令第四号）抄

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成十三年三月三〇日国土交通省令第七五号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成十三年一月五日国土交通省令第一三八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年三月三一日国土交通省令第三二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）の施行の日（平成十八年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成二七年一月二九日国土交通省令第五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十七年六月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

4 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（令和二年二月二三日国土交通省令第九八号）

（施行期日）

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第三条関係）

表示の方式	表示の方法
1 浄化槽の名称	見やすい箇所に
2 「浄化槽法に基づく型式認定浄化槽」の文字	容易に消えない

3 法第13条第1項又は第2項の認定（法第16条の認定の更新がなされていない方法で表示する場合にあつては、当該認定の更新。4において同じ。）の番号
 4 法第13条第1項又は第2項の認定の年月日
 5 処理方式
 6 処理能力
 7 浄化槽製造業者の氏名又は名称

別記様式（第3条関係）（A4）

別記様式（第3条関係）（A4）

浄化槽に係る略称表示承認申請書
 (浄化槽に係る登録商標表示届出書)

年 月 日

国土交通大臣
 地方整備局長殿
 北海道開発局長

住所
 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

浄化槽の型式に関する省令第3条第2項の規定により浄化槽に表示すべき浄化槽製造業者の氏名又は名称として次のとおり略称（登録商標）を用いたいので、同条第3項の規定により承認を申請します（届け出ます）。

浄化槽の名称	略称又は登録商標の別	略称又は登録商標	登録商標を用いる場合にあつては認定の登録の年月日及び登録番号